要介護者の障害者控除と医療費控除について

障害者控除

●「障害者控除対象者認定書」の発行について

要介護認定高齢者が障害者控除・特別障害者控除(本人、配偶者、扶養親族)の適用を受けるための「障害者控除 対象者認定書」を発行します。

【対象者】 認定基準日(平成23年12月31日、平成23年中に亡くなった人については死亡日)に年齢が65歳以上で、要 介護1~5の要介護認定を受けている人

▶要介護1~3=障害者控除
▶要介護4、5=特別障害者控除

【手数料】 無料

※障害者手帳などの交付を受けている人は、この認定書がなくても手帳を提示することで控除の適用が受けられま すが、要介護4または5の人で特別障害者控除の対象になる人は、手帳の等級によっては認定書が必要な場合があ ります。

医療費控除

●「おむつ使用証明書」の発行について

寝たきり状態でおむつの使用が必要な人がおむつ代について医療費控除の適用を受けるための「おむつ使用証明書」 を発行します。

【対象者】 おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の人で、要介護認定時に使用した主治医意見書 によって寝たきり状態でおむつの使用が必要なことが確認できる人。

【手数料】1通=300円

※おむつ代について医療費控除を受けるのが初めて(1年目)の人は医師が発行する証明書が必要です。証明書の 様式は各総合支所市民課の窓口にあります。

再続きについて

【申請期間】 1月26日(木)~3月15日(木) 午前8時30分~午後5時15分(土曜・日曜・祝日を除く)

【申請場所】 ▶各総合支所市民課市民係 ▶福祉事務所長寿介護課認定審査係(市役所南方庁舎1階)

【申請に必要なもの】 対象者の介護保険被保険者証

【申請できる人】 対象者またはその親族

【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課 認定審査係 ☎ 0220 (58) 5551

「登米市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」 (素案)に対する意見を募集

市では、平成24年度から平成26年度を計画期間とする「登米市高齢 者福祉計画・第5期介護保険事業計画」(素案)をまとめました。今後、 市民皆さんの意見を取り入れながら策定を進めていくため、意見を募 集します。

【公表する資料】 登米市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画 (素案) 【関係資料の公表場所】 ◇福祉事務所長寿介護課(市役所南方庁舎1階) ◇各総合支所市民課 ◇市ホームページ

【意見などの提出方法】 郵便・ファクシミリ・電子メールのいずれか の方法で提出してください。なお、様式は自由で住所・氏名・電話 番号を必ず記入し、提出してください。

【期間】 1月24日(火)~2月23日(木)

【その他】 ▶意見は、計画の作成に向けて参考にさせていただきます。 ▶個人が特定されない形で、意見の要旨などを公表する場合があり ます。▶皆さんからいただいた意見に対し、個々に回答はしません。

【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課

〒987-0401 登米市南方町新高石浦130番地

☎ 0220 (58) 5551 FAX 0220 (58) 2375 ⊠ chojyukaigo@city.tome.miyagi.jp

受付 🛣

※フリーダイヤルに接続で ■0120(4)1034 平成2年経済センサス-活 調査に関する問い合わせ】 ます。 前9時~午後9時27ルに接続できない場合230)1034(有料)27ルに接続できない場合230)1034(有料)27ルに接続できない場合27を20世紀の19年間である。 元に届きまし ご記

票の記入を依頼しが、対象事業所の とといますの 入を お願

経済センサス 活動調査を開始 しま

した

ろを訪問して、調査1月下旬から調査員 事業所に調査票を配布し そ

総務省・経済産業省・宮城県・登米市

単

転入転出の

2種類があり、 ドを選択できます ードがあると】 写真付きと写真なし 有効期限は10年 とを記録したIC 希望す

Ź

ので、

答書付きので

人は後日、

口

分証

 \mathcal{O}

コ

などを記録

が

交付

公的な身分証明書として利②写真付きの住基カードは、請・届け出に利用できます。 を提出することによって、転入地市町村へ郵便などで送付し、の「付記転出届」を転出元 ②写真付きの住芸語・届け出に利用 電子証明書を取得る 市町村へ郵品できます。 インター 告などの 得す ーネットでいること 電子 申

顔写真

6カ月以内に撮影

無帽、

正面向き

有 電子証明 |効期限は 3年 മ

で

す

2合わせください)

たさい。

左記に問

税の電子申告などの電子申よす。失効した場合には、国子証明書が失効した場合には、国場合は、電子証明書が失効したが、

7

市民生活部市民生活課

合わ

せ

必要なも

『住基カード』

無料で発行し

行しています。住民基本台帳点

を普及させるため、

無料交付中です

※写真付き身分 類 付き公的証明の運転免許な 世明書に加 いこことので 一人確認書 明書 顔写 を 健真

窓口で受領してください。など)を2点以上持参し、書(健康保険証や年金手帳 必要事で必要事で 項を記入し を郵送し 身分証明 ま

た回答書、

を持って、 ませ

数料

0

0

円

※顔写真付さ
※顔写真付さ いる場合は必要あ 記記などの! 記明書 住基力、 顔写

【手続きに必要なも 所市民課の3カ所 課 <u>ව</u> 方総合支管

更新 ⇒を記で 届出に利 B の窓取 得 用できなくなり を希 る

市民課、 続 きを お人

市医療局職員を募集します

【職種、採用予定人員、職務内容、受験資格】

職種	採用予定人員	職務内容	受験資格
理学療法士	2人程度	市立病院などにおいてリハビリ テーション業務に従事します。	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、理学療法士の免許を有する人または平成24年3月31日までに卒業する見込みの人で免許取得見込みの人
作業療法士	3人程度		昭和47年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士の免許を有する人または平成24年3月31日までに卒業する見込みの人で免許取得見込みの人

※長期勤続によるキャリア形成の観点から応募資格に年齢制限を設けています。

【試験方法】 小論文試験(1時間)、人物試験、健康診断、資格調査

【受付期間】 1月20日(金)~2月10日(金) ※郵送の場合は、2月10日(金)消印有効

【試験日時・場所】 2月18日(土)午後1時~ 登米市民病院 会議室

【**合格者の発表**】 2月27日(月)

市役所・各総合支所前掲示場および医療局ホームページに受験番号を掲示し、受験者全員に郵送で通知します。

【申込書の請求】 申込書は、医療局経営管理部企画総務課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に 「理学療法士採用試験申込書請求」または「作業療法士採用試験申込書請求」と朱書きし、あて先を記入して120円 切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

【申し込み・問い合わせ】 医療局経営管理部企画総務課

〒987-0511 登米市迫町佐沼字下田中25番地 ☎ 0220 (21) 6888

持

ますか